

2. 投資信託定時定額購入サービス規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、毎月あらかじめご指定された日（13日と28日のいずれか1日以下「購入日」といいます。）にご指定された投資信託受益権等（以下「指定銘柄」といいます。）を一定金額ずつ購入し続ける取引（以下「本取引」といいます。）にかかわる手続き等について規定するもの（以下「本規定」といいます。）です。

(本取引の申込と成立)

第2条

1. 当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名およびお届け印を押印し、これを当行に提出することによって、本取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本取引を開始します。
2. 申込みにあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済であるときは、この限りではありません。

(本取引の変更または終了時の申し出)

第3条 本取引の変更または終了等の申し出は、当行所定の書類に必要事項を記入のうえ、署名およびお届け印を押印し、これを当行に本取引の変更または終了等希望日の5営業日前（インターネット投資信託は3営業日前の午後2時）までに提出してください。

(購入日が休日等の場合)

第4条 購入日当日が銀行休業日、あるいは銘柄ごとに投資信託委託会社が定める購入不可日に当たる場合は翌営業日が購入日となります。

(購入代金および支払方法)

第5条

1. 購入代金は、1指定銘柄5千円以上、千円単位とします。
2. 購入代金は購入日の2営業日前にあらかじめ指定された引落指定預金口座から口座振替にて引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書または小切手のいずれにもよらず引き落としをおこないます。
3. 購入日の2営業日前に引落指定預金口座の最終支払可能残高（総合口座貸越、カードローンまたは当座貸越の貸越可能額を除きます。）が購入総額に満たない場合は引き落としおよび購入をいたしません。また、同一日に複数の銘柄を購入する場合、同一日の引き落とし購入金額の合計を引き落としできない場合は、買付の優先順位は当行が決めさせていただきます。

(購入方法及び所有権の移転)

第6条

1. 当行は、指定口座からの引き落としが成立した場合にかぎり、申込金額に応じ、購入日を取得申込日として所定の価額にて指定銘柄を購入し、本取引期間満了まで継続して購入す

るものとします。第3条に定める方法以外では本取引期間内の購入変更・停止等はできません。

2. 指定銘柄の所有権は、約定と同時にお客様に移転します。

(返還および果実の再投資)

第7条 返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資約款に基づきおこなうものとします。

(取引および残高の通知)

第8条 当行は、本取引に基づく取引明細および残高明細の通知を次の各号によりおこなうものとします。

(1) 取引明細

当行は、当行の投資信託受益権振替決済口座管理規定ならびに本規定第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の指定銘柄ごとの購入合計金額、取得合計口数等を記載した書面（以下「取引残高報告書」といいます。）によりお客様に通知します。

(2) 残高明細

当行は、指定銘柄の残高について、「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

(金銭の支払い等)

第9条 お客様が金銭の支払等の請求をされる場合は、当行所定の書類に必要事項を記入のうえ、お届け印を押印して提出してください。

(免責)

第10条 当行が当行所定の書類に押印された印影とお届け印の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(本取引終了時のお預り投資信託受益権の取扱い)

第11条 第3条に定めるとおり、本取引終了希望日の5営業日前（インターネット投資信託は3営業日前の午後2時）までに当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名およびお届け印を押印しこれを当行に提出していただくことにより、本取引は終了します。投資信託受益権は別に定める累積投資契約に基づき引き続き当行で管理いたします。

(本取引の終了)

第12条 前条にかかわらず、本取引は、次の各号のいずれかに該当したときは、終了するものといたします。

(1) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき

(2) 本取引にかかる指定銘柄が償還されたとき

(3) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(4) 残高不足等の理由により長期間にわたって購入実績がなく、本取引を終了することが相当と当行が判断したとき

(合意管轄)

第13条 本取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または取引店を管轄する裁判所を所轄裁判所とすることに合意します。

(本規定の改定)

第14条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知します。

(投資信託受益権振替決済口座管理規定の適用)

第15条 この規定に別段の定めがないときは、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に従います。また、本規定において定義のない用語で、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」において定義のある用語については、その定義によるものとします。

(2020年4月)